



流山市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（学校監査）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

平成29年2月16日

流山市監査委員

佐々木 健一



流山市監査委員

中 川 弘



平成 2 8 年 度

隨時監査(学校監査)報告書

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を執行した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の範囲	1
第 6	監査の結果	3

平成28年度流山市随時監査（学校監査）報告

第1 監査を執行した監査委員名

佐々木 健一

中川 弘

第2 監査の種類

随時監査（学校監査）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第199条第5項の規定に基づく随時監査として実施した。

第3 監査の期間

自 平成28年9月6日

至 平成28年12月21日

実地による本監査実施日

平成28年10月27日

第4 監査の対象

流山市立向小金小学校・流山市立南流山中学校

所管 教育委員会学校教育部

教育総務課・学校教育課・指導課

第5 監査の範囲

法第199条第1項の規定に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを監査した。

また、事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として、監査の対象部局に係る事務事業について、関係書類の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取して実施した。

なお、本監査実施日においては、監査委員が同席して関係書類を審査するとともに、関係職員に説明を求めた。

対象部局に提出を求め、又は実地に調査した関係書類は、次のとおりである。

- 1 公印使用簿（学校長印・職務代理人印等）
- 2 文書整理簿
- 3 切手・はがき受払簿
- 4 服務整理簿
- 5 出勤簿
- 6 旅行命令簿
- 7 時間外勤務命令簿
- 8 予算差引簿
- 9 備品台帳
- 10 図書台帳
- 11 薬品管理台帳
- 12 以下の書類は、必要に応じ提出を求めて審査した。
 - ・ 予算執行伺書 A・B・C
 - ・ 契約書（請書）
 - ・ 支出負担行為票 A
 - ・ 完成、完了（納）届
 - ・ 検査、検収調書
 - ・ 請求書
 - ・ 支出票 A
 - ・ その他関係書類

第 6 監査の結果

1 総合意見

監査の結果、向小金小学校及び南流山中学校ともに、調査した範囲において、財務に関する事務及びその他の事務はおおむね適正に執行されていることを確認した。

しかしながら、監査の過程において一部の事務処理に是正措置の通知を求める事項（措置事項）及び軽易な事務の誤りである事項（注意事項）が認められた。

両校ともに、備品については、備品台帳を各教科ごとにわかりやすく整理するなど、適正な管理がなされていることは評価できる。

学校現場の多忙な中、事務の適正な執行については学校長をはじめ職員の意識の高さが反映された監査であった。引き続き、職員の意識高揚に努めるとともに、事務事業の適正な執行管理に当たられたい。

2 個別意見

事務事業の一部について、指摘事項として、法律、条例、規則等に反している事項や、軽易な誤りである事項が認められた。

このうち、指摘事項又は監査結果に基づき措置を講じたときは、流山市監査指摘事項等事務処理要領により通知を求める。

指摘事項及び注意事項の一覧は、次表のとおりである。

指摘事項及び注意事項を除く事務事業は、調査した範囲において適正に執行されていた。

指摘事項等一覧

対 象	指 摘 事 項							計	検 討 ・ 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)			
向小金小学校	2		1					3	0	4
南流山中学校								0	0	0
教育総務課								0	0	0
学校教育課								0	0	0
指導課								0	0	0
計	2	0	1	0	0	0	0	3	0	4

(注) 指摘事項

(1) 法令、条例、規則等に反している事項

(軽易な誤りを除く。)

(2) 不正な行為がなされた事項

(3) 事故が発生するおそれがある事項

(4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項

(5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項

(6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項

(7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

検討・要望事項

指摘事項のほか、改善の検討を要する事項や要望事項等

注意事項

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

指摘事項

調査した範囲において、法第199条第12項の規定に基づく是正措置の通知を求める事項は下記のとおりであった。

〈法律、条例、規則等に反している事項〉

- ・ 服務整理簿

申請者欄すべてに押印がないものがあった。また、出勤簿には年次有給休暇が記載されていたが、服務整理簿には記載されていないものがあった。服務整理簿の記載については適正な手続を求める。

(向小金小学校)

〈事故が発生するおそれがある事項〉

- ・ 薬品管理台帳

石灰水の残量と薬品管理台帳使用残量が符号しなかった。薬品管理についてはより適正な管理に努めるよう求める。

(向小金小学校)

注意事項（措置対象外）

- ・ 一部の消耗品について、納品後に支出負担行為票が起票されているものが2件あった。

(向小金小学校)

- ・ 一部の消耗品について、納品書の日付と差引簿の納品日が一致しないものが2件あった。

(向小金小学校)